

第56回認定 構造改革特別区域計画の概要

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
新規計画5件							
1	北海道	北海道川上郡弟子屈町 北海道阿寒郡鶴居村	弟子屈・鶴居ワイン特区	北海道川上郡 弟子屈町及び 北海道阿寒郡 鶴居村の全域	弟子屈町、鶴居村ともに、豊かな自然と冷涼な気候を利用して、近年ワイン用のブドウ栽培、ワインの製造に取り組み始めている。両町村とも地域性を重視したワイン用ブドウの栽培やワイン製造の取り組みへの機運が高まっており、いずれも地元特産の摩周和牛や、すでに高い評価を得ている鶴居ナチュラルチーズなどの親和性、相乗効果が期待できることから、本特区制度のもと、同じ道東エリアの近隣の町村として連携することで、地域産業の振興及び活性化を図る。	709(710,711)	特産酒類の製造事業
2	埼玉県	川口市	都市と緑農地が調和した良好な まちづくりを実現する土地区画 整理事業特区	川口市の市街 化調整区域の 一部(新井宿駅 北側地区及び 戸塚安行駅南 側地区)	本地区は、S42年に安行近郊緑地保全区域、S45年に市街化調整区域に指定され、花き・造園等の緑化産業が盛んで、周辺にはSR新井宿駅や戸塚安行駅、首都高、外環道が位置し、交通至便な地区である。近年、これら交通便利性の高さに加え、農業従事者の高齢化や後継者不足等を背景に、資材置場等の土地利用転換が進行し、緑農地の減少が課題となっている。このため、開発需要の高い駅周辺において、緑溢れる優良な開発や基盤整備等を迅速かつ計画的に進め、都市と緑農地が調和し、地域経済の活性化に資するまちづくりの実現を目指す。	1231	地方公共団体による特定 市街化調整区域をその施 行地区に含む土地区画整 理事業
3	兵庫県	兵庫県赤穂郡上郡町	上郡ワイン等農産品活用特区	兵庫県赤穂郡 上郡町の全域	上郡町は、人口減少や農業の担い手不足、高齢化による耕作放棄地の増加などにより、町の地域活力の低下が懸念されている。本特例措置を活用することにより、どぶろく、ワインなどの新商品の開発が可能となり、地域ブランド力の向上につながる。加えて、町内で栽培される農産品全体の六次産業化を促進することにより、地域活力の低下を防ぐとともに、関係人口の増加や移住・定住者、就農者の増加を目指す。	707(708) 709(710,711)	特定農業者による特定酒 類の製造事業 特産酒類の製造事業
4	和歌山県	和歌山県東牟婁郡 那智勝浦町	那智勝浦すくすく給食特区	和歌山県東牟 婁郡那智勝浦 町の一部(太田 地区)	南大居保育所がある那智勝浦町太田地区は山間部に位置し、町の中心地からも離れていることから人口減少や少子高齢化が進む地域である。本特例措置を活用することにより、南大居保育所の給食提供を下里保育所からの外部搬入方式に変更することで安定した食材の一元購入と調理員の配置の適正化を図り、コスト削減と調理業務の効率化を進める。	920	公立保育所にお ける給食の外部搬入方 式の容認事業
5	広島県	広島県	広島県児童発達支援センター安 心安全給食特区	広島県の全域	広島県内の児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を認めることで、児童発達支援センターの設備基準における調理室の基準を緩和し、調理業務の効率化を図る。これによって療育業務への職員を充実させるとともに、身近な地域の障害児の療育拠点として期待される児童発達支援センターの新規設立を促進し、地域における障害児の支援充実に取り組む。	939	児童発達支援センターにお ける給食の外部搬入方 式の容認事業